

# 秋田県中央男女共同参画センター指定管理者の情報公開規程

## (趣旨)

**第1条** この規程は、秋田県中央男女共同参画センター指定管理者（以下「指定管理者」という。）が保有する情報の公開に関し必要な事項を定める。

## (公開申出)

**第2条** 何人も指定管理者に対し、指定管理業務に関する文書、図面及び写真(以下「文書等」という。)の公開の申出（以下「公開申出」という。）をすることができる。

## (公開申出の手続き)

**第3条** 公開申出をしようとするものは、書面を指定管理者に提出しなければならない（様式第1号）。

## (情報の公開)

**第4条** 指定管理者は、公開申出があったときは、公開申出をしたもの（以下「公開申出者」という。）に対し、当該文書等の公開をするものとする。

ただし、次の各号に掲げる情報が含まれているときは、その部分を除いて公開する。

- (1) 個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの。ただし、法令若しくは条例の規定又は報道等により公にされているものは公開する。
- (2) 法人その他の団体(指定管理者を含む。)又は個人事業者に関する情報であつて、公開することにより、その法人等に不利益を及ぼすおそれがあるもの。
- (3) 法令若しくは条例の規定又は県と指定管理者との協定により公開することができないとされている情報。

## (公開申出に関する決定等)

**第5条** 指定管理者は、公開申出があったときは、速やかに対象文書等の公開をするかどうかの決定をし、公開申出者に対し、その内容を書面により通知するものとする(様式第2号)。

## (公開の実施)

**第6条** 指定管理者は、対象文書の全部又は一部を公開する決定をしたときは、公開申出者に対し、速やかに対象文書の公開をするものとする。

**2** 文書等の公開は、原本若しくはコピーの閲覧又はコピーの交付により行う。

**3** 公開決定の通知を受けたものは、指定管理者が指定する日時及び場所において、当該公開決定に係る文書等の公開を受けるものとする。

## (費用の負担)

**第7条** 公開の実施に要する費用は、公開申出者の負担とする。

**2** 前項の費用として徴収する額は、次のとおりとする。

- (1) コピー代 コピー1枚につき10円
- (2) 郵送料 (決定通知に係る郵送料を含む。) 実費により、切手を納付させる
- (3) 手数料 なし

## (情報の提供)

**第8条** 指定管理者は、文書等の公開と併せて、県民がその必要とする情報を容易に得られ、かつ、それが分かりやすいものであるよう、情報の提供に努めるものとする。

**(苦情申出)**

**第9条** 公開決定等に不服がある公開申出者は、指定管理者に苦情を申出ることができる。

**(県との協議)**

**第10条** 指定管理者は、この規程の運用に関し必要があると認めるときは、県と協議をするものとする。

**2** 指定管理者は、この規程に基づく文書等の公開申出又は苦情申出があった場合は、県に書面又は口頭により報告するものとする。

**(委任)**

**第11条** この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、指定管理者が別に定める。

**附 則**

1 この規程は平成25年12月12日から施行する。

2 この規程の規定は、この規程の施行の日以後に作成し、又は取得した文書等について適用する。

文書等公開申出書

年 月 日

秋田県中央男女共同参画センター指定管理者 あて

申出者

氏名 〔法人等にあつては、名称及び代表者等の氏名〕	
住所 〔法人等にあつては、主たる事務所の所在地〕	(郵便番号 - )
電話番号	

指定管理者の情報公開規程第3条に基づき、次のとおり文書等の公開を申出します。

申出しようとする文書等の内容 〔文書等の件名又は知りたいと思う事項を具体的に記入してください。〕	
文書等の公開の方法の区分	1 閲覧      2 コピーの交付
*申出の理由又は利用目的	

注1 該当する番号を○で囲み、各欄に必要な事項を記入してください。

2 \*印の欄は、申出された文書等の特定等の参考に利用するためのものです。  
記入については、申出される方の任意です。

## 文書等公開(部分公開・非公開)決定通知書

年 月 日

様

秋田県中央男女共同参画センター指定管理者 ㊤

年 月 日付けで申出のありました文書等の公開については、指定管理者の情報公開規程第5条の規定により次のとおり公開する(部分公開する・非公開とする)ことと決定したので、通知します。

文書等の件名	
公開の日時	年 月 日( ) 午前 時 分 午後
公開の場所	
公開をしないこととした部分	
公開しない理由	指定管理者の情報公開規程第4条第 号に該当
連絡先	電話

注1 文書等の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

2 指定日時に御都合が悪い場合には、あらかじめ御連絡ください。